

利益相反マネジメントの自己申告について Q&A

Q 1 自己申告の対象は誰ですか。

A 1 本学の教職員等（法人の役員、法人と雇用関係のある者及び法人の学生で産学連携活動に参画することが認められている者）のうち、利益相反マネジメント自己申告実施要領の申告要件に該当する活動を行った方が対象です。

対象となる利益関係の範囲は多岐にわたり、家族等についても申告が必要となる場合がありますので、必ず申告要件を確認してください。

Q 2 自己申告をしなければならない理由は何ですか。

A 2 産学連携活動を行う際に、企業等との経済的な利益関係によっては、公正な研究が損なわれる可能性があることから、教職員自らが利益相反状態に陥らないようマネジメントしていくことが重要であり、申告内容を提出することで、大学として教員の利益相反マネジメントに対して助言等サポートしていくことが可能となります。

Q 3 自己申告をしないとどうなりますか。

A 3 申告しないことで、利益相反にかかる不適切な状態が放置されることにより、本学及び本人の社会的立場に不利益を与えることがあります。また、内容によっては懲戒事案にあたる可能性もありますので、申告要件に該当する場合は必ず申告してください。

Q 4 いつ申告したらよいですか。

A 4 前年度の内容について、翌年 7 月 31 日までに申告してください。

なお、申告期限後に申告要件に該当していたと判明した場合、新たに利益相反に陥る可能性がある場合、及び提出した申告書の内容を修正する場合、随時必ず申告してください。

Q 5 対象となる「産学連携活動」とは何ですか。

A 5 本学と企業との間で行う共同研究、受託研究、技術移転、寄附金の受け入れのほか、教職員等が企業等で行う兼業活動です。

Q 6 「企業等」とは何を指しますか。

A 6 企業又は営利を目的とする団体等を指します。国、地方公共団体、学校等は含みません。

公益法人（公益社団法人、公益財団法人）、独立行政法人は、収益事業を実施している場合があるほか、設備利用の提供、兼業による活動時間がないか等も確認する必要がありますので、自己申告をする必要があります。

Q 7 - 1 企業と共同研究を行う場合には申告する必要がありますか。

A 7 - 1 申告要件に基づき、同一企業から合計年間 200 万円以上の研究費を受け入れる場合、申告する必要があります。

Q 7 - 2 企業との共同研究を複数の教員で行う場合には誰が申告したらよいですか。

A 7 - 2 研究代表者（決裁をあげた教員）が申告してください。研究代表者が本学以外の場合は事務局へご相談ください。

Q 8 申告書の提出後、どのようなことが行われるのですか。

A 8 申告書の内容について、申告要件に該当しているかどうか、申告内容に問題がないかあらかじめ事務局で調査を行うとともに、利益相反マネジメント委員会において審議されます。なお、調査結果は提出者に対して通知されます。